

令和3年 第2回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和3年 4月16日 開会

令和3年 4月16日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町第2回臨時会

令和3年4月16日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 承認第 2号 専決された事件の承認について（浦臼町税条例等の一部を改正する条例）
- 4 議案第18号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）
- 5 議案第19号 業務委託契約の締結について
- 6 発議第 1号 浦臼町議会会議規則の一部を改正する規則について

○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	川畑智昭君
副	町長	石原正伸君
教	育長	河本浩昭君
総	務課長	明日見将幸君
総	務課主幹	城宝睦己君
く	らし応援課長	中田帯刀君
く	らし応援課主幹	早坂隆広君
長	寿福祉課長	齊藤淑恵君
産	業振興課長	横井正樹君
建	設課長	馬狩範一君
教	育委員会事務局長	上嶋俊文君
代	表監査委員	笹木政廣君

○出席事務局職員

局
書

長
記

國 田 朋 子 君
三 部 航 君

◎開会の宣言

○議長

本日の出席人員は9名でございます。定足数に達しております。
ただいまから、令和3年第2回浦臼町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、
よろしく願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、1番高田議員、2番野崎議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

◎日程第3 承認第2号

○議長

日程第3、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
中田課長。

○くらし応援課長（中田帯刀君）

議案書の2ページをお開きください。
承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めらる。

令和3年4月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由、令和3年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）がそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたため、浦臼町税条例（昭和25年浦臼町条例第13号）、浦臼町税条例等の一部を改正する条例（令和2年浦臼町条例第21号）を専決処分により改正したものでございます。

次ページ、3ページをお開きください。

専決処分書 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 浦臼町税条例等の一部を改正する条例

令和3年3月31日

浦臼町長 川畑智昭

内容につきましては、参考資料により説明いたします。

資料1ページをお開きください。

まず、改正条例第1条から説明いたします。第36条の3の2において給与所得者の、第36条の3の3において公的年金等受給者の個人住民税に係る、扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を不要とする改正を行っております。

2ページをお開きください。

第53条の8及び第53条の9では退職所得申告書を電磁的方法によって提出できる旨、及びその場合における税務署長の承認を不要とするための改正を行っております。

3ページをお開きください。

第81条の4では軽自動車税の環境性能割の税率に係る読替規定を対象に追加する改正を行っております。

附則第10条の2では法改正に合わせた固定資産税等の課税標準の特例に係る条文の改正及び、項ずれの改正を行っております。

5ページをお開きください。

附則第10条の4では平成30年7月豪雨災害に係る固定資産税の特例についての規定を追加するものでございます。

7ページをお開きください。

附則第11条から10ページの附則第13条までは法改正にあわせ、固定資産税の特例に係る規定をそれぞれ3年間延長する旨の改正を行っております。

附則第15条では特別土地保有税の課税の特例を3年間延長する旨の改正を行っております。

11ページをお開きください。

附則第15条の2及び附則第15条の2の2では、軽自動車税の環境性能割について、非課税に関する規定及び賦課徴収の特例について法改正にあわせて改正しております。

12ページをお開きください。

附則第16条及び14ページの附則第16条の2では軽自動車税の種別割の税率の特例について、令和2年度の規定を削除するとともに、令和4年度及び令和5年度の特例を加えております。

附則第25条では新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、対象となる居住年を1年延長し、適用となる課税年度を2年度延長する旨の改正を行っております。

16ページをお開きください。

改正条例第2条について説明いたします。令和2年9月に改正した浦臼町税条例の一部を改正する条例（令和2年浦臼町条例第21号）について改正するものでございます。こちらについては法律の改正にあわせて項ずれの改正を行うものでございます。以上で内容についての説明を終わります。

議案書の8ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

第1条で施行期日を令和3年4月1日と定めております。第2条で町民税に関する経過措置を定めております。

次ページ、9ページをお開きください。

第3条で固定資産税に関する経過措置を定めております。第4条で軽自動車税に関する経過措置を定めております。以上が承認第2号についての説明でございます。ご審議いただき、承認賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第18号

○議長

日程第4、議案第18号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案第18号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）

令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,248万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,448万5,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和3年4月16日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

はじめに「第2表債務負担行為補正」について説明いたします。

6ページをお開きください。

1. 追加でございます。

1点目、事項、浦臼町開業医保証融資に関わる北門信用金庫に対する損失補償、期間は令和3年度から令和7年度でございます。限度額につきましては、浦臼町開業医保証融資条例第7条に基づき行う融資の債務保証について、同条例第8条に規定する、代理弁済による損失補償が生じた際の町から北門信用金庫に対する支払額とするため、「代理弁済元金及び利息並びに債権保全又は回収上、北門信用金庫が町の承諾を得て要したる特別の費用の合算額」と文言にて設定するものでございます。

次に2点目、事項、浦臼町開業医保証融資利子補給費補助、期間は令和3年度から令和7年度、限度額22万5,000円でございます。本事項につきましては、浦臼町開業医保証融資資金融通に伴う利子補給要綱に基づき実施する開業医が受けた融資に対し、複数年度にわたって利子補給を行うため追加するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

4款衛生費、3項1目診察所費、補正額705万5,000円の追加でございます。当目に係る補正につきましては全て町立診療所に係る予算となっております。

10節需用費につきましては、病床用寝具類やスリッパ等、診療に要する消耗品の購入に要する経

費を消耗品費に追加するとともに、水道使用料といたしまして、診療所に併設する医師住宅の改修工事施工中に係る水道休栓料を追加するものでございます。なお医師住宅改修工事に係る予算につきましては、現在精査中でございますので、別途補正対応とさせていただきますと存じます。

17 節備品購入費につきましては、ファクシミリ付き電話機の購入に係る予算を追加するものでございます。

18 節負担金補助及び交付金につきましては、開業医保証融資に係る本年度の利子補給に要する補助金といたしまして見込額を新規計上するものでございます。

20 節貸付金につきましては、浦臼町開業医保証融資条例第3条に基づく取り扱い金融機関に対する預託金を新規計上するものでございまして、当預託額の3倍以内が融資額となるものでございます。

5 款農林水産業費、1 項5 目農業振興費、補正額300 万円の追加でございます。

令和2 年度冬期の大雪に伴う農業への支援といたしまして、町内農業者が令和3 年の営農のために購入した融雪促進剤に対する購入費助成金を新規計上するものでございます。JA ピンネと協調して助成を行うものとし、助成単価につきましてはJA 助成額と同額となる1 袋20 キログラムあたり50 円とするものでございます。

6 款商工費、1 項1 目商工振興費、補正額2, 243 万円の追加でございます。

18 節負担金補助及び交付金におきまして、2 つの事業を追加するものでございます。

1 点目の町内消費活性化事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞が継続している消費活動の活性化のため、町内全戸に対し、1 戸あたり飲食券5, 000 円、商品券5, 000 円の合計1 万円相当を配布する事業でございます。昨年度から通算すると、第3 弾となるものでございまして、5 月1 日からの利用開始とすべく取り進めるものでございます。

2 点目の商工事業者持続化支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少しているものの、北海道が緊急事態宣言の対象地域とされていないことに伴い、国の一時支援金の支給対象外となっている町内事業者を対象として、2 段階の売上げ減少率に応じ、40 万円、または60 万円を一律支給する事業でございます。当事業につきましても昨年度から通算すると第2 弾となる事業でございます。実施主体につきましては、浦臼町商工会とするものでございます。

なおこれら2 事業につきましては、本年度において当町へ配分される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業として実施計画への搭載を予定しておりますが、財源となる臨時交付金につきましては、国による実施計画の承認後において補正対応することとし、当補正予算案におきましては一般財源による予算計上としているものでございます。歳出合計3, 248 万5, 000 円の追加でございます。

以上が歳出についての説明でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。

7 ページをお開きください。

21 款繰入金、1 項1 目基本財産繰入金、補正額3, 248 万5, 000 円の追加でございます。財源調整に伴い、財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

歳入合計歳出同額の3, 248 万5, 000 円の追加でございます。以上が議案第18 号 令和3

年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案18号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第18号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第19号

○議 長

日程第5、議案第19号 業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書10ページをお開きください。

議案第19号 業務委託契約の締結について

次のとおり業務委託契約を締結する。

令和3年4月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づきまして提案するものでございます。

1. 契約の目的でございますが、令和3年度デジタル防災行政無線更新業務委託でございます。

業務の概要でございますが、令和2年度から実施しております継続事業で屋外架線受信装置、各家庭また施設等に設置されます個別受信機の更新でございます。工期につきましては、契約日の翌日か

ら令和4年3月11日までとなっております。

2. 契約の方法でございますが、随意契約でございます。

3. 契約の金額でございますが、1億868万円（うち消費税額988万8,000円）でございます。

4. 契約の相手方でございますが、東京都中央区銀座8丁目21番1号、パナソニックシステムソリューションズジャパン（株）、代表取締役社長 片倉達夫氏でございます。

以上が、議案第19号 業務委託契約の締結についての説明でございます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第19号 業務委託契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議第1号

○議 長

日程第6、発議第1号 浦臼町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

意義なしと認めます。したがって発議第1号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、発議第1号 浦臼町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和3年第2回浦臼町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時23分